

早期入金サービス利用規約

第1条（総則）

本規約は、早期入金サービス（以下「本サービス」といい、第3条において定義する）の内容、本サービスを利用するパートナー（以下「利用者」という）に適用される、AALM との間の権利義務について定めるものである。

第2条（適用）

1. 本規約は、利用者と AALM 間の取引基本契約（以下「原契約」という）を補充し又は修正するものであり、原契約と一体として取り扱われる。また、同一の事項について、本規約の定めと原契約の定めが異なる場合には、本規約の定めに従うものとし、本規約に定めのない事項については、原契約の各条項が適用されるものとする。
2. 本規約のほか、AALM が本サービスにおいて別途定めるガイドライン等（以下「ガイドライン等」という）は本規約の一部を構成する。ただし、ガイドライン等に本規約と異なる定めがある場合には、ガイドライン等が優先して適用されるものとする。
3. AALM は、利用者へ事前に通知することなく本規約を変更できるものとし、本規約の全部又は一部を変更した場合、AALM の運営するウェブサイト「サンプル百貨店」その他の AALM が販売主体となるウェブサイト（以下「AALM ウェブサイト」という）上に掲載した時点をもって効力を生じるものとする。

第3条（定義）

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有する。また、本規約の各用語で本規約に別段の定めのないものについては、原契約と同一の意味を有するものとする。

- (1) 早期入金サービス
原契約に基づく利用者及び AALM 間の取引における商品代金の入金サイクルを短縮するサービスをいう。
- (2) 商品代金
原契約に基づき利用者から AALM への引渡しが完了した商品の代金をいう。

第4条（本サービス利用契約の成立）

1. 利用者が、AALM の定める方法により本サービスの利用を申し込み、AALM がこれを承認することにより、本規約をその内容とする本サービスの利用契約が成立する。なお、利用者が本サービスに申し込んだ場合、利用者は、本規約の全ての内容に同意したものとみなす。
2. 利用者は、前項の契約成立後においても、AALM が独自の基準により審査を実施する場合があることを承諾し、その結果、第9条第2項の適用を受け、本サービス利用契約が解除されたとしても、何ら異議を述べないものとする。

第5条（本サービス利用料）

1. パートナーは AALM に対し、本サービス利用料として月額 2 千円（税別）を支払うものとする。
2. 第2条第3項の定めにかかわらず、相当期間を定めて AALM の定める方法により事前通知することにより、利用者の承諾を要せず本サービス利用料を改定することができるものとする。

第6条（本サービス手数料）

1. 利用者は、前条の本サービス利用料に加え、本サービス手数料として、確定商品代金

【別紙】

の1%をAALMに対して支払うものとする。

2. 前項の確定商品代金は、AALMが、商品代金を毎月末日締めで集計することにより算出するものとする。なお、確定商品代金は、本規約以外の規約等に基づき適用を受ける諸手数料及び販促費用等の相殺前の金額とする。

第7条（課金日）

本サービス利用料及び手数料の課金日については、以下各号の通りとする。

(1) 利用料

AALMから利用者に対して通知される、本サービスに係る「登録完了通知」により通知される本サービス適用開始日の属する月の1日

(2) 手数料

AALMから利用者に対する確定商品代金の支払期日と同日

第8条（支払い）

1. AALMは、確定商品代金から、本規約に係る本サービス利用料及び本サービス手数料相当額（以下、併せて「手数料等」という）を控除した残額を利用者へ支払うことにより、AALMの確定商品代金の引渡債務と利用者の手数料等支払債務を相殺する。当該相殺がなされた限度で、利用者は、手数料等の支払を免れるものとする。

2. 前項の相殺がなされなかった場合又は前項の相殺によって手数料等の一部が相殺されなかった場合、利用者は、相殺されなかった手数料等を、別途指定された期日までに、AALMが指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。なお、当該手数料等は利用者の負担とする。

3. 前項の場合で、指定期日までに利用者から利用料等の入金がない場合、AALMは、当該期日が属する月の翌月以降、利用者対し、本規約に基づく本サービスの提供を停止することができる。なお、当該期日より3か月経過してもなお入金の確認がとれない場合には、AALMは、原契約の規定に基づき原契約を解除することができるものとする。

第9条（解除等）

1. AALMは、利用者が次の各号の一に該当したときは、何ら通知催告を要せず直ちに本サービス利用契約を解除することができる。

(1) 前条第3項に該当する場合

(2) 前号のほか、AALMが本サービスの提供を継続すべきではないと判断した場合

2. 前項にかかわらず、第4条第1項の契約成立後、AALMの調査により本サービスを提供できない事由が発覚した場合は、AALMは何ら催告することなく本サービスの利用契約を解除することができるものとする。なおこの場合、AALMは判断の理由について、利用者に対し開示する義務を負わない。

3. 前2項以外の解除事由については、原契約に規定する解除事由に準ずる。

第10条（返還）

1. 本サービスによるAALMから利用者への支払が、AALMが確定商品代金を代理受領する前に、AALMが一部又は全部を立替えて行った場合、利用者は以後の確定商品代金からAALMが立替金相当額を控除したことをもって立替金相当額を回収することに同意する。但し、AALMが指定する任意の期間を経過しても本文に定める方法によって立替金相当額の回収が完了しない場合、AALMは利用者に対し、立替金相当額から既に回収した金額を控除した残額につきAALMが定める方法で返還を求めることができ、利用者はこれを承諾する。

2. 利用者は、AALMが別途定める方法により申し出ることによって、何時でも本サービスを中途解約することができるものとする。これによる本サービスの利用終了日は、以下

【別紙】

各号の通りとする。

- (1) 当該申し出が20日以前に到達した場合
AALMに到達した日の属する月の末日
- (2) 当該申し出が21日以後に到達した場合
AALMに到達した日の属する月の翌月末日

第11条（協議事項）

本規約に定めのない事項が生じたとき、又は本規約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、利用者及びAALMは誠意をもって協議し、これを解決する。

平成30年3月18日 制定